

## 研究会の報告書骨子（案）

平成 30 年の統計法改正から約 10 年が経過した。この間、本格的な人口減少社会が到来するとともに、AI 等のデジタル技術が急速に進展するなど、我が国を取り巻く環境は大きく変化しており、政府は、行政や社会における AI・データの利活用を推進している。

このような中、社会の情報基盤である公的統計についても、統計データの更なる利活用が期待される一方で、統計調査員の高齢化やプライバシー意識の高まり等により、従来の調査手法を維持することが困難となってきた。

**I 公的統計の作成（統計データの利活用推進のための基盤整備）****（1）公的統計作成等への行政データの活用**

- ① 行政機関等の保有する行政データの積極的な活用を検討する仕組みの創設（方向性）
- ② 行政機関等におけるデータ流通を促進する制度の整備
- ③ 行政機関等から提供を受けた行政データの保護規定の整備

**（2）公的統計作成等への民間データの活用**

- ① 公的統計の作成に民間データを活用する場合の根拠となる規定の整備
- ② 民間企業から提供を受けた民間データの保護規定の整備

**（3）経済統計の基盤整備（経済センサス・事業所母集団データベースの在り方等）**

（方向性）

- ・ 基幹統計の定義に「経済構造統計」を追加する
- ・ 経済構造統計は、5 年に 1 度全数調査（経済センサスー活動調査）により作成し、中間年においては全数調査以外の方法により作成することとする
- ・ 事業所母集団データベースの整備に用いる基幹統計調査に係る調査票情報の利用について、経済センサスの調査票情報を用いることを明記する
- ・ 総務大臣は、事業所母集団データベースの整備に当たり、個人又は法人その他の団体に対し報告を求められることができることとし、報告を求められた者はその求めに応ずることとする
- ・ 総務大臣は、上記の報告の求めを行おうとするときは、**統計委員会の意見を聴くものとする（P）**
- ・ 総務大臣は、上記により報告を受けた情報を適正に管理するものとする

## Ⅱ 公的統計の提供（統計データの更なる利活用の推進）

### （１）事業所母集団データベースの機能高度化（データリンケージなどの分析基盤整備等）

（方向性）

- ・ 総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するに当たっては、事業所 I D（特定の事業所を識別するための番号）及び法人番号を記録するものとする
- ・ 行政機関の長は、その行う事業所を対象とする調査に係る調査票情報に事業所 I D 及び法人番号を記録するものとする
- ・ 総務大臣は、●●●●の目的のため●●●●からの求めに応じ（下記「（２）マイクロデータの利活用拡大」の記載内容に応じて追記予定）、事業所母集団データベースに記録されている情報を提供することができることとするとともに、提供を受けた者による適正な管理を求めることとする

### （２）マイクロデータ利用の利便性向上

### （３）AI 等によるデータ分析に資する統計データの提供（機械可読性、データ標準化等）

## Ⅲ その他